

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年4月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300061号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)C営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から昭和62年4月1日まで

私は、請求期間においてA社C営業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者として給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、請求期間を同被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が保管する昭和59年9月1日発行のA社の身分証明書及び請求者が昭和60年の同社の招待旅行とする写真により、期間は特定できないものの、請求者が同社C営業所に勤務していたことがうかがえる。

一方、オンライン記録によると、A社C営業所は、厚生年金保険の適用事業所(以下「適用事業所」という。)として確認できないところ、請求者が同社C営業所の同僚として名前を挙げた複数の者は、同社D支社が適用事業所ではなくなった昭和60年4月1日までは同社D支社、同日以降は同社E支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、請求期間において同社C営業所に勤務していた者は、当該同僚と同様に同社D支社及び同社E支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していた可能性が高いと考えられる。

しかしながら、請求者は、請求期間のうち、昭和56年5月18日から昭和57年3月17日までの期間、同月23日から同年7月9日までの期間及び同年9月1日から昭和58年3月31日までの期間において、請求対象事業所以外の事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる上、昭和57年7月19日から同年8月20日までの期間及び昭和58年4月15日から同年7月10日までの期間について、雇用保険の失業等給付の受給歴が確認できることから、請求期間のうち、昭和56年5月18日から昭和

58年7月10日までの期間においてはA社C営業所に勤務していたとは考え難い。

また、昭和50年から昭和60年までの期間に、A社D支社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、7名の雇用保険被保険者記録を確認したところ、当該7名については、厚生年金保険被保険者記録に符合する雇用保険被保険者記録が確認できるものの、請求者の同社における雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社は、「保存期間を過ぎているため、請求期間当時の資料は残っていないので、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」旨回答している上、F健康保険組合は、「請求期間における当健保組合の被保険者記録については、資料等の保存期間の経過により確認することができない。」旨回答している。

加えて、請求者は、A社C営業所の同僚等への調査を希望しておらず、請求者の同営業所での勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社E支店に係る同被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名等はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国 (受) 第 2300063 号

厚生局事案番号 : 四国 (厚) 第 2400002 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の船員保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 16 年 4 月 4 日から昭和 55 年 10 月 31 日まで
夫 (訂正請求記録の対象者) が受給していた旧船員保険法の老齢年金に係る原簿 (以下「本件原簿」という。) 記録等について、

①夫の船員保険被保険者期間には、厚生年金保険被保険者となる期間の計算の特例 (実期間等を 3 分の 4 倍した期間) が適用されなければならないのに適用されていない。

②年金額の算定において、船員保険被保険者期間のみで計算しており、同被保険者期間を厚生年金保険被保険者期間として計算していないため、厚生年金保険の老齢年金が支給されていない上、厚生年金基金からの老齢年金が支給されていない。

③夫は、養老年金の受給要件 (被保険者期間 15 年以上) を満たしていたが、同年金が支給されていない。

④戦時加算期間の 51.6 月には、実期間の 1 か月に対し 3 分の 1 を加算すべき期間が含まれていない。

⑤夫は 55 歳で老齢年金を受給しているが、60 歳からの割増し加給金が支給されていない。

⑥本件原簿に「国庫 : 25-000000」と記載しているが、この「国庫 : 25-000000」は厚生年金保険の年金給付のうち、昭和 36 年 3 月までの被保険者期間については、基礎年金が支給されないため、第三種被保険者の年金給付の 25 パーセントが国庫負担として支給される。

夫は、本件原簿に「国庫：25-000000」と記録には記載されているが、国庫からの
お金は支給されていません。条文は 60 年改正法附則第 79 条で確認してください。
以上のことから、正しい記録に訂正し、正しい年金を支給してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、本件原簿に記録されている被保険者期間等について、法律の誤った解釈、
適用等により正しい年金が支給されていなかったとして、本件原簿の記録を訂正する
よう求めているものと解される。

- 1 請求内容の要旨の①について、請求者は、本件原簿に記録された船員保険被保険者
期間は法律が正しく適用されておらず、当該被保険者期間が 3 分の 4 倍した期間にな
っていないとして、本件原簿の記録を訂正するよう求めているものと考えられると
ころ、本件原簿に記録された被保険者期間については、船員保険被保険者臺帳等に記録
された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、
記録内容に誤りはないとして、令和元年 8 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要
ないとする四国厚生支局長（以下「行政庁」という。）の決定（以下「原処分」という。）
が通知されている。

また、請求者は、原処分を不服として、令和元年 9 月 10 日に厚生労働大臣に対し、
原処分の取消しを求めて審査請求を行ったところ、厚生労働大臣は、i) 国民年金法
等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号) (以下「昭和 60 年改正法」という。)
附則第 47 条第 3 項において、「第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧船員保険
法による船員保険の被保険者であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計
算する場合には、その期間に三分の四を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保
険者期間とする。」旨の規定がある一方、昭和 60 年改正法附則第 86 条第 1 項におい
て、「大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日において旧船員保険法
による老齢年金の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第三章第二節の
規定を適用せず、旧船員保険法中同法による老齢年金の支給要件に関する規定は、こ
れらの者について、なおその効力を有する。」旨規定されていること、ii) 訂正請求記
録の対象者は、大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者又は昭和 60 年改正法の施行日
(昭和 61 年 4 月 1 日) の前日において旧船員保険法による老齢年金の受給権を有し
ていた者に該当し、昭和 60 年改正法附則第 86 条第 1 項の規定が適用され、同改正法
第 47 条第 3 項の規定は適用されないことから、原処分は妥当であるとして、令和 2
年 3 月 27 日付けで、当該審査請求を棄却する旨の裁決を行っている。

さらに、請求者は、令和 2 年 9 月 23 日に A 地方裁判所に対し、原処分の取消しを
求める訴えを提起したところ、同地方裁判所は、原処分に違法又は不当な点はなく、
原処分は適法であるとして、令和 3 年 12 月 7 日付けで、請求者の処分取消請求を棄
却する判決（以下「原判決」という。）をしている。

加えて、請求者は、原判決を不服として、令和 3 年 12 月 20 日に B 高等裁判所に対
し、原判決の取消しを求めて控訴したところ、同高等裁判所は、請求者の原処分の取
消しを求める請求には理由がなく、原判決は相当であるとして、令和 4 年 5 月 20 日

付けで、請求者の原判決の取消しを求める請求を棄却する判決（以下「控訴審判決」という。）をしている。

また、請求者は、控訴審判決を不服として、令和4年6月1日に最高裁判所に対し、控訴審判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める上告受理申立てを行ったところ、最高裁判所は、令和4年10月6日付けで、本件を上告審として受理しないと決定し、原処分が適法であるとの原判決が確定している。

これに対し請求者は、再度審議の上、記録を訂正してほしい旨主張し、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求内容の要旨の①については、前述のとおり、最高裁判所の決定で原処分が適法であるとの原判決が確定しており、請求者の請求に係る本件原簿の記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求内容の要旨の②について、請求者は、船員は厚生年金保険の被保険者でもあり、本件原簿の船員保険被保険者として記録された期間を、厚生年金保険の被保険者期間及び厚生年金基金の加入員期間としても認めるよう主張しているものと考えられるところ、本件原簿に記録された船員保険の被保険者としての記録については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはないとして、令和元年8月26日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする行政庁の原処分が通知されている。

また、請求者は、原処分を不服として、令和元年10月2日に厚生労働大臣に対し、原処分の取消しを求めて審査請求を行ったところ、厚生労働大臣は、昭和60年改正法附則第47条において、旧船員保険法による被保険者であった期間については、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなす規定がある一方、訂正請求記録の対象者については、昭和60年改正法附則第86条に基づき、旧船員保険法の被保険者期間に基づく老齢年金が支給され、厚生年金保険法による老齢に係る保険給付は対象外となること、及び厚生年金基金については、厚生年金基金の適用事業所の被保険者が加入員となるものであることから、原処分は妥当であるとして、令和2年9月28日付けで、当該審査請求を棄却する旨の裁決を行っている。

これに対し請求者は、再度審議の上、記録を訂正してほしい旨主張し、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求内容の要旨の②については、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、請求者の請求に係る本件原簿の記録の訂正を認めることはできない。

- 3 請求内容の要旨の③について、請求者は、本件原簿に記録された船員保険被保険者期間のうち、昭和16年4月から昭和29年4月までの期間を養老年金の被保険者期間として認め、当該年金を支給するよう主張しているものと考えられるところ、本件原簿に記録された被保険者期間については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはないとして、令和元年8月26日付けで、年金記録の訂正は必要ないとする行政庁の原処分が通知されている。

また、請求者は、原処分を不服として、令和元年10月2日に厚生労働大臣に対し、原処分の取消しを求めて審査請求を行ったところ、厚生労働大臣は、i) 訂正請求記録の対象者については、原簿に記録された被保険者期間の記録に基づき、旧船員保険法による老齢年金が支給されていること、ii) 養老年金の制度は、船員保険法の一部を改正する法律（昭和29年法律第116号）（以下「昭和29年改正法」という。）により廃止され、新たに老齢年金の制度に切り替えがなされたこと、iii) 昭和29年改正法附則第7条によれば、同改正法の施行期日である昭和29年5月1日において、養老年金を現に受給している者については、従前の例により保険給付を行う旨規定しているところ、同改正法附則第8条第3項によれば、従前の例による保険給付を受ける権利を有する者に対して、訂正請求記録の対象者が受給していた旧船員保険法の老齢年金を併せて支給することはない旨規定していることから、原処分は妥当であるとして、令和2年9月28日付けで、当該審査請求を棄却する旨の裁決を行っている。

これに対し請求者は、再度審議の上、記録を訂正してほしい旨主張し、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求内容の要旨の③については、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、請求者の請求に係る本件原簿の記録の訂正を認めることはできない。

4 請求内容の要旨の④について、請求者は、本件原簿に記録された戦時加算(51.6月)には、実期間1か月に対し3分の1を加算すべき期間が含まれていないとして、本件原簿の記録を訂正するよう主張しているものと考えられるところ、本件原簿に記録された戦時加算の期間については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

5 請求内容の要旨の⑤について、請求者は、訂正請求記録の対象者に厚生年金保険法による老齢年金に係る加給年金の配偶者特別加算が支給されていないとして、当該加算を支給するよう主張しているものと考えられるところ、本件原簿に記録された加給金については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

6 請求内容の要旨の⑥について、請求者は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第79条において、昭和36年4月1日より前の厚生年金保険の第三種被保険者期間に係る年金給付額の25パーセントに相当する額を国庫負担とする旨定められ、本件原簿に「国庫:25-000000」と記録されているにもかかわらず、訂正請求記録の対象者に当該国庫負担分が支給されていないとして、当該国庫負担分を支給するよう主張しているものと考えられるところ、本件原簿に記録された支払額については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

以上のことから、請求内容の要旨の④、⑤及び⑥については、請求者の請求に係る本件原簿の記録の訂正を認めることはできない。